

青森県報

号外第四十七号

令和二年
四月一日
(水曜日)

目次

人事委員会

○人事委員会規則一一一一(不利益処分についての審査請求に関する規則)の一部を改正する規則……………(職員課) ……

公安委員会

○認知機能検査員の認定等に関する規則の一部を改正する規則……………(運転免許課) ……
○青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則……………(警務課) ……
○少年指導委員の委嘱……………(少年女性課) ……

人事委員会

人事委員会規則一一一一(不利益処分についての審査請求に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

青森県人事委員会委員長 熊地 貴志

人事委員会規則一一一一(不利益処分についての審査請求に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一一一一(不利益処分についての審査請求に関する規則)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十一条の二」に改める。
第十一条第一項を次のように改める。

人事委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審査を打ち切り、審査請求を棄却することができる。

一 審査請求人から第十二条第二項又は第二十六条第一項の反論書がこれらの規定の期限内に提出されない場合において、人事委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかつたとき。

二 審査請求人及びその代理人がともに口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

三 審査請求人の所在不明等により審査を継続することができなくなつたと認めるとき。

四 処分者による処分の取消し、修正等により審査を継続する必要がなくなつたと認めるとき。

第十一条第二項中「審査を打ち切つた」を「前項の規定により審査請求を棄却した」に改める。

第三章第二節中第十二条の前に次の一条を加える。

(審理の計画的進行)

第十一条の二 当事者及び代理人並びに人事委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

第三十三条中「第十三条第一項」を「第十一条の二、第十三条第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

認知機能検査員の認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

青森県公安委員会委員長 成田 晋

青森県公安委員会規則第六号

認知機能検査員の認定等に関する規則の一部を改正する規則

認知機能検査員の認定等に関する規則（平成二十三年二月青森県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後		改正前	
<p>（認知機能検査員講習の実施） 第三条 〔略〕</p> <p>2 公安委員会は、前条第一号に定める講習を次表により実施するものとする。</p>		<p>（認知機能検査員講習の実施） 第三条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p>	
講習項目	講習内容	講習項目	講習内容
〔略〕	<p>2 高齢運転者 対策の概要</p> <p>(1) 高齢運転者の交通事故情勢</p> <p>(2) 認知機能検査の内容</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施</p> <p>(5) 自主返納及び運</p>	〔同上〕	<p>2 高齢運転者 対策の概要</p> <p>(1) 高齢者の交通事故の現状</p> <p>(2) 認知機能検査の導入</p> <p>(3) 〔同上〕</p> <p>(4) 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査</p> <p>(5) 申請による免許の取消し</p>
	時間		時間
	〔略〕		〔同上〕

備考	3 〔略〕	〔略〕	(6) 転経歴証明書 運転適性に関する相談
	3 〔同上〕	〔同上〕	(6) 高齡運転者標識

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

青森県公安委員会委員長 成田 晋

青森県公安委員会規則第七号

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の定員配置規則（昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表 青森県警察職員定員表

Table with columns: 区分 (本部、署名), 警視, 警部, 警部補, 巡査長, 巡査, 小計, 一般職, 合計. Rows list various police divisions like 青森南警察署, 青森外ヶ浜警察署, etc., and a total row at the bottom.

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県公安委員会告示第三十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第三十八条第一項及び少年指導委員規則（昭和六十年国家公安委員会規則第二

号）第二条第一項の規定により、平成二年四月一日付で、少年指導委員を委嘱した
ので、同規則第二条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和二年四月一日

青森県公安委員長 成 田 晋

Table with columns: 氏名 (杉本正, 櫻田政信, 横山洋一, 長内玲子, 越前屋綾子), 連絡先 (青森警察署生活安全課), 活動区域 (八戸市のうち, 本八戸駅前周辺(内野崎径裕, 八戸警察署生活安全課)).

